

◆対象者

地方税法第17条の5の規定より、税額の増額は3年分（平成28年度から平成30年度まで）、税額の減額は5年分（平成26年度から平成30年度まで）が対象となります。

12月20日時点

市町名・課名 問合せ先	区 分	件数	人数	合計額
半田市 税務課 (0569)84-0620	増額更正（追加徴収）	23件	19人	653,659円
	減額更正（還付）	10件	7人	126,900円
常滑市 税務課 (0569)47-6104	増額更正（追加徴収）	9件	8人	98,496円
	減額更正（還付）	4件	3人	62,300円
東海市 税務課 (052)603-2211	増額更正（追加徴収）	1件	1人	1円
	減額更正（還付）	1件	1人	1円
大府市 税務課 (0562)45-6217	増額更正（追加徴収）	18件	17人	150,061円
	減額更正（還付）	18件	11人	159,600円
知多市 税務課 (0562)36-2633	増額更正（追加徴収）	4件	4人	61,763円
	減額更正（還付）	7件	6人	93,900円
阿久比町 税務課 (0569)48-1111 内線 1112	増額更正（追加徴収）	0件	0人	0円
	減額更正（還付）	0件	0人	0円
東浦町 税務課 (0562)83-3111 内線 122	増額更正（追加徴収）	0件	0人	0円
	減額更正（還付）	13件	7人	52,500円
南知多町 税務課 (0569)65-0711 内線 145・146	増額更正（追加徴収）	3件	2人	44,033円
	減額更正（還付）	3件	1人	93,900円
美浜町 税務課 (0569)82-1111 内線 250・350	増額更正（追加徴収）	4件	3人	47,465円
	減額更正（還付）	0件	0人	0円
武豊町 税務課 (0569)72-1111 内線 252・253	増額更正（追加徴収）	7件	5人	513,373円
	減額更正（還付）	11件	7人	56,500円

◆今後の対応

- (1) 対象者には、今回の経緯を記載したお詫びの文書とともに、追加徴収となる場合は税額決定通知書及び納付書を、還付となる場合は税額決定通知書及び還付手続きに関するお知らせを送付します。
- (2) 個人住民税における所得等の変更に伴い、国民健康保険税や介護保険料などにも影響が生じる場合は、各担当課において調査の上、別途対応します。

◆再発防止策

税制改正に伴う法令等の解釈や事務処理に当たり、関係機関への照会等により万全を期すとともに、職員の専門知識の習熟を図り、法令に基づいた適正な税の賦課事務に努めます。